

第64回 大津市入札監視委員会（令和6年度 第3回） 会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和7年3月3日（月） 10:00～12:00
- 2 開催場所 大津市役所 第二別館 Web会議室
- 3 出席者 委員 5名
(松山委員長、小島副委員長、石井委員、山本委員、松山委員)
事務局 6名
(契約検査課：栗田課長、服部補佐、戸川補佐、
杉本係長、平田主査、西原主任)

4 内 容

1) 開会

事務局及び委員長挨拶

2) 議事

(1) 入札及び契約手続きの運用状況等について

- (1) 入札方式別発注工事総括表について
- (2) 入札方式別発注工事一覧表について
- (3) 事案の抽出結果について
【当番委員抽出理由について説明】
- (4) 抽出事案説明書について

【質疑なし】

抽出事案①「河川改修工事（登川）」について

【事務局説明】

【質疑】

○委員 土木一式工事の方が積算ソフト等で最低制限価格での落札を狙えるかと思
っていたが、そうではないのか。

○事務局 舗装工事は工種も少なく、材料も限定されるので、積算が容易で最低制限
価格と同じ金額で入札され、くじによる落札決定が多い状況である。他方、

土木一式工事はいろんな工種が組み合わさっているのですが、最低制限価格と同じ金額で入札されることは、あまり多くない。

○委員 失格者の入札額は最低制限価格と比較して金額差は小さく、その小さな差額によって失格している入札参加者が多いが、不満は出ないのか。

○事務局 積算に疑義がある場合は入札参加者から疑義申立ができ、申立があれば積算について問題がなかったか否か、施工課に確認している。本件について、疑義は出ていない。

○委員 入札参加者が積算するにあたり、計算方法に迷いが出ることはないのか。

○事務局 各入札参加者が同じ費目を同額で積算されたことは見受けられない。積算で迷われた場合は質問期間を設けており、単価等の質問に可能な限り答えることで、入札に疑義が出ないようにしている。

○委員 結果的に適切な入札だったと思うが、小さな金額の差で失格者が出てしまうことはよくあるのか。

○事務局 土木一式工事の入札においてはよくある。

○委員 小さな金額の差で失格者が出ることで疑義申立はないのか。

○事務局 疑義申立が出るのは年に2、3回程度である。

○委員 失格を防ぐ方法はあるのか。

○事務局 入札案内を公表した日から質問期間を設けている。積算に関すること等、先に答えられることがあれば、回答期間を待たずに回答し、スムーズに積算していただけるよう努めている。

○委員 最低制限価格の算定で迷いが生じたのではないということか。

○事務局 最低制限価格の算定基準は、工事についてはホームページで公表しており、迷いはないと考える。

○委員 以前から土木一式工事は積算ソフトを使って簡単に積算していると説明を受けていたが、そうではなく、工種が多岐に亘り、使う材料も様々なので、舗装工事に比べると、バラツキがあるという認識で良いか。

○事務局 土木系の工事は建築系の工事に比べると積算しやすい工種である。土木系の工事において、舗装工事に比べ、河川工事や道路工事、橋梁工事の工種は積算の難易度が異なる。舗装工事は単純工事で積算しやすいが、河川工事はU字溝等において、どのような材料を使ってどのように工事するのかという

ことが積算に入ってくるので、若干、積算に差が出やすいのである。

○委員 使う材料は入札参加者の自由裁量か、もしくは市が指定するのか。

○事務局 設計図書に書いている。

○委員 なぜ、材料によって積算にバラツキが出るのか。

○事務局 ほとんどの材料の単価が公表されており、探し当てられる。しかし、単価が公表されていないものもあり、また、同じ材料の中でもいくつか種類があるので、積算に若干の差が出る。

抽出事案②「市道橋補修工事（堂村橋）」について

【事務局説明】

【質疑】

○委員 4業者が同じ金額（50,389,000円）で入札し、失格となっている。積算ソフトがはじき出した数字を調整した入札額か。

○事務局 ほとんどの業者が積算ソフトを使って積算していると聞いている。積算ソフトは数種類あり、各々特徴があって端数処理等で差が生じるのではないかと聞いている。

○委員 最低制限価格との僅かな金額の誤差は、何が要因か。積算ソフトの中身を見ないと分からないのか。

○事務局 施工課及び落札業者に確認したが、特定の要因は分からない。橋梁工事は、複雑な積算をすると聞いている。積算ソフトを使って積算して直接工事費の端数処理の金額が少し違うだけで、数万円の誤差が生じる恐れがあると聞いており、それが原因ではないかと考える。

○委員 積算ソフトの特徴を理解できれば、大量失格を防ぐことができるのではないかと考えており、大津市でも積算ソフトを導入して、その特徴を理解し、業者がどのように見積もってくるかの予測等、新たな試みをして良いのではないか。

○事務局 橋梁工事は今年度から数多く発注しているので、業者も大津市の発注状況や内容を分析して今後の入札に活かしていくのではないかと考える。

○委員 全国の橋梁が修繕の時期に入っており、これだけ多くの業者が入札に参加していることはすごいと思う。しかし、最低制限価格よりも僅かに下回った

金額に業者の入札額が集中して失格となったことは残念であり、何とか改善しなければ、今後の入札に影響が出ないか心配で本件を選定した。今後も常にこれだけ多くの応札数があるとは限らないので、この状況を維持する観点も必要かと思う。また、失格となった業者も、信じた数字が違うとなると入札の魅力も欠けていくので、業者目線で考えることも必要だと思う。ぜひ前向きに工夫する取り組みをしてほしい。

○事務局 分かりました。

○委員 最低制限価格よりも僅かに低い金額で失格となることは、結局、事前公表して抽選して落札者を決定していることと同じで、これが適正な入札なのか、業者にとって疑念が湧くと思う。どうすれば改善できるのか、もう少し最低制限価格を下げれば良いのではないか。

○事務局 最低制限価格については国の基準をもとに設定している。改善となると、低入札価格調査制度をどのようにしていくかとの議論になっていくかと考える。現状、総合評価方式を運用できていないので、今後の運用について庁内で議論していく必要があるという流れになっているので、来年度、議論できればと考える。

○委員 抽出事案①「河川改修工事（登川）」（以下、抽出事案①）については、各業者が落札しようとした結果、最低制限価格を下回ったことで本来の競争が働いているのかと思っていた。しかし、同一金額の失格の4者は、各費目で同じ金額を入れているのではなく、最終的に合計額が同一金額になっている。契約額5,000万円以上もする入札工事で、抽出事案①よりも入札額が分散して良いのではないかと思う。これは不自然なことではないのか。

○事務局 見積内訳書は費目ごとの金額が全て一致しているということではなく、結果として合計額が同じ金額になっている。本件は以前に入札公告をしたところ、業者からの質問で設計に誤りがあることが判明し、2回目の入札となっていることから、積算についても誤りがないことを十分に確認した上で発注している。

○委員 今までに発注した橋梁工事で、同一金額で失格者が出た案件はあるのか。

○事務局 他の橋梁工事で同じように数万円の差で複数の業者が同額で失格となったことがある。その時も見積内訳書を確認すると、本件と同様に合計額は同じ

だが、費目ごとの金額は違っており、業者が相談し合って入札しているようなことは見受けられない。

○委員 同一金額で失格となると、本来の競争が働いているのかと疑念を持ってしまうので、今後も十分注意して入札してもらいたい。

○事務局 今後も確認していく。

○委員 事後公表にしている目的が分からなくなるような事例であれば、事後公表にする必要性はあるのか。

○事務局 基本的に事前公表の場合、入札の際に適正な積算を行わなかった入札参加者が受注する等、建設業者の技術力や経営力といった競争を損ねる弊害が生じかねないということで、国も原則、事後公表とすることを示している。大津市も事後公表にしてから入札参加者に対しては入札金額の内訳書の提出を求め、積算にどのような傾向があるか、不自然な点は無いか等をチェックしながら進めている。工種によっても色々な積算方法があり、最低制限価格よりも僅かな金額差が出て失格となってしまうが、そのようなところで失格に疑わしい点等が無い限り、特に問題は無いと考える。

○委員 最低制限価格をもう少し弾力的に考えることもあり得るのかと思うが、いかがか。

○事務局 方法としては最低制限価格か、低入札価格調査制度かの2択になるので、入札の事務的な要素を見て最低制限価格としている。低入札価格調査制度の導入については、県レベルでは導入していると考えられるが、ただ一定の金額以上である等、対象とする条件もあるので、今後の検討としたい。

抽出事案③「ふれあいプラザ空調設備（GHP 5，6）更新工事」

【事務局説明】

【質疑】

○委員 随意契約理由書（36ページ、以下、理由書）には緊急工事が必要だとあるが、関西設備工業㈱を選定する理由が書いていない。大津市緊急工事等事務処理要領（以下、要領）の様式第2号には記載しているのか。

○事務局 様式第2号を資料に添付していないが、選定理由を記載している。

○委員 抽出事案説明書（33ページ、以下、説明書）の随意契約の理由に、選定業

者が第2期工事に従事しているので工事費が抑えられるとあるが、具体的にどれくらい抑えられるのか。

○事務局 本件は緊急性を重視した随意契約の理由であり、緊急対応が可能な業者に緊急施工を発注した。既にふれあいプラザで第2期工事を施工していた関西設備工業㈱が緊急対応可能だったので発注したのである。

○委員 説明書の随意契約理由とずれている。一旦は緊急対応が可能な業者を他から探しているということか。

○事務局 緊急工事が発生したとき、本来はすぐに対応できる業者を選定する。ただ、本件は少し状況が違い、現在、同じ現場で施工中の工事を受注している、関西設備工業㈱に連絡を取って対応可能とのことで選定したのである。説明書の随意契約の理由に『同じ現場で施工している業者に発注することで、モノの搬入費や現場管理費を削減することができる』という理由もあり、こちらに記載したのである。

○委員 最終の見積照合時は、設計金額から幾分か経費を削減できるという認識で良いか。

○事務局 仮設費等は既に現場に入っている業者だとその部分を削減できることを見込んでの設計となっている。

○委員 理由書になぜその業者を選定したのかを記載しなければいけないのではないのか。

○事務局 随意契約の理由書に記載する内容は、緊急施工の場合、事案が発生してどのような状況であったので、この業者を選定したということであるが、緊急施工とは別に、経費が安くなる等の理由が生じる場合、例えば本体工事をしている急遽他の部分の工事も施工しなければいけなくなった等の場合に、その本体工事を施工している業者に発注することで経費が安くなるため、その業者と随意契約する。そのときは理由書にどれくらい削減効果があるか作成するが、本件は緊急による随意契約で、何も記入せずに緊急施工で行う形を取っているのである。

○委員 緊急性があるから随意契約することは分かるが、どこの業者に発注するのかという説明が理由書にはない。

○事務局 今回の資料に添付できていないが、別紙理由書に業者選定理由を記載して

いる。

○委員 見積は関西設備工業㈱からだけ取っているのか。

○事務局 1社から見積照合をする。一定、予定価格は定めているのでそれ以下の金額となった時に契約しているのである。

○委員 関西設備工業㈱の見積を参考に、予定価格を決めているのか。

○事務局 本件に限らず、緊急施工は、すぐに工事に入らなければならない、施工と並行して設計を組むことになる。

○委員 関西設備工業㈱自身が出している見積を参考としているのに、なぜ、2回見積照合しているのか。

○事務局 関西設備工業㈱の見積も参考にしているが、あくまで、大津市の設計で予定価格を組んでいるので、最終的な金額の精査で差が出たと考える。

○委員 本件は既に空調設備の更新計画があり、設計済みと聞いた。その設計済みのものを、もう一度、緊急工事として設計し直して金額も見直して随意契約をしたということか。

○事務局 はい。

○委員 緊急性を持たせることで、金額は少し上乗せされたのか。

○事務局 元々、3期目でやるべきだった工事を一部先行して施工することになり、その分、割高になったと思われるが、やむを得ないと考える。

○委員 緊急工事で施工することで、どのくらい費用がかさむのか。

○事務局 具体的な金額の割合までは把握していないが、工事を発注する範囲によって諸経費率が変わると聞いている。施工範囲が広範な程、割安になるかもしれないが、本件のように、計画の一部を施工すると、諸経費の幅が変わることは把握している。

(2) 今後の入札監視委員会に求める意見

○委員 入札にこれが答えだということはないので、常にどのような方法が良いのか開拓してほしい。また、入札後の調査・研究できる体制をとってほしい。

○事務局 入札結果を踏まえ、今後も調査・研究していきたい。

○委員 事後公表を採用するなど、毎年委員会の問題意識も違う。社会も動いている。今後は人口減少で業者数も減り、いかに入札を成り立たせるかが課題に

なるかもしれない。その都度、議論してより良い入札・契約手続きを目指してほしい。

○事務局 入札参加状況等を踏まえ、その都度、議論していきたい。

○委員 入札結果について公開期間が1年のため、公開期間の拡大を検討してほしい。長期間、入札結果を公開することにより、不正を防ぐ効果を持たせてほしい。また、給排水冷暖房工事には着目してきたので、今後も注視してほしい。

○事務局 入札結果の公開期間拡大については、ご意見として賜ります。また、給排水冷暖房工事については、今後も注視していきたい。

以上